

議案第 76 号

柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 12 月 16 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

第 1 条 柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例（平成 20 年柳井市条例第 25 号）  
の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100 分の 125」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 125 を、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5」に、「100 分の 172.5」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 172.5 を、12 月に支給する場合には 100 分の 177.5」に改める。

第 2 条 柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「、6 月に支給する場合には 100 分の 125 を、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5」を「100 分の 126.25」に、「、6 月に支給する場合には 100 分の 172.5 を、12 月に支給する場合には 100 分の 177.5」を「100 分の 175」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の規定に基づいて令和 7 年 12 月に支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 77 号

柳井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

柳井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 1 月 16 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(柳井市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 柳井市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年柳井市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 5 第 1 項第 1 号中「416, 600 円」を「417, 600 円」に改める。

第 10 条第 2 項第 2 号オからソまでを次のように改める。

オ	通勤距離 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	7, 300 円
カ	通勤距離 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	10, 400 円
キ	通勤距離 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	13, 500 円
ク	通勤距離 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	16, 600 円
ケ	通勤距離 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	19, 700 円
コ	通勤距離 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	22, 800 円
サ	通勤距離 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	25, 900 円
シ	通勤距離 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	29, 100 円
ス	通勤距離 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	32, 300 円
セ	通勤距離 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	35, 500 円
ソ	通勤距離 60 キロメートル以上	38, 700 円

第 15 条の 3 中「4, 400 円」を「4, 700 円」に改める。

第 18 条第 2 項中「100 分の 125」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 125 を、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 70」との次に「、「100 分の 127.5」とあるのは、「100 分の 72.5」とを加える。

第 19 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 105 を、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 50」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 50 を、12 月に支給する場合には 100 分の 52.5」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900

	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	

50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		

77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
86	266, 200	305, 800	355, 700			
87	266, 500	306, 100	356, 100			
88	266, 800	306, 400	356, 500			
89	267, 100	306, 700	356, 700			
90	267, 400	307, 000	357, 100			
91	267, 700	307, 300	357, 500			
92	268, 000	307, 600	357, 900			
93	268, 300	307, 800	358, 100			
94		308, 000	358, 400			
95		308, 300	358, 800			
96		308, 700	359, 100			
97		308, 900	359, 400			
98		309, 200	359, 800			
99		309, 500	360, 200			
100		309, 900	360, 600			
101		310, 100	361, 100			
102		310, 400	361, 500			
103		310, 700	361, 900			
104		311, 000	362, 300			

105		311, 200	362, 800				
106		311, 500	363, 200				
107		311, 800	363, 500				
108		312, 100	363, 800				
109		312, 300	364, 200				
110		312, 600					
111		313, 000					
112		313, 300					
113		313, 500					
114		313, 700					
115		314, 000					
116		314, 400					
117		314, 600					
118		314, 800					
119		315, 100					
120		315, 400					
121		315, 700					
122		315, 900					
123		316, 200					
124		316, 500					
125		316, 800					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 200, 300	円 227, 800	円 269, 500	円 290, 100	円 305, 700	円 331, 900
		374, 800					

備考 この表は、医療職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条の2及び第20条の3に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級
		号給	給料月額
			円
	1	305,600	415,600
	2	307,900	418,300
	3	310,200	420,900
	4	312,400	423,300
	5	314,500	425,600
	6	318,000	427,800
	7	321,500	429,800
	8	324,900	431,900
	9	328,300	434,000
	10	331,800	435,500
	11	335,200	437,000
	12	338,600	438,500
	13	342,000	439,900
	14	345,500	441,300
	15	348,900	442,800
	16	352,300	444,200
	17	355,700	445,500
	18	358,800	447,000
	19	362,000	448,400
	20	365,200	449,800
	21	368,500	451,100
	22	371,600	452,600
	23	374,700	454,000

	24	377, 700	455, 400
	25	380, 800	456, 800
	26	383, 100	458, 200
	27	385, 400	459, 500
	28	387, 600	460, 900
	29	389, 500	462, 300
	30	391, 200	463, 600
	31	392, 900	465, 000
	32	394, 700	466, 400
	33	396, 400	467, 700
	34	398, 200	469, 100
	35	399, 800	470, 400
	36	401, 100	471, 800
	37	402, 500	473, 200
	38	403, 900	474, 900
	39	405, 300	476, 500
	40	406, 700	478, 000
	41	408, 200	479, 600
	42	408, 900	480, 800
	43	409, 500	481, 900
	44	410, 100	483, 000
	45	410, 900	484, 000
	46	411, 500	484, 900
	47	412, 100	485, 800
	48	412, 600	486, 600
	49	413, 100	487, 300

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	50	413, 500	488, 000
	51	414, 000	488, 700
	52	414, 400	489, 300
	53	414, 800	489, 900
	54	415, 100	490, 600
	55	415, 400	491, 200
	56	415, 800	491, 800
	57	416, 100	492, 100
	58	416, 500	492, 700
	59	416, 800	493, 300
	60	417, 200	494, 000
	61	417, 600	494, 400
	62	417, 900	495, 000
	63	418, 200	495, 700
	64	418, 500	496, 400
	65	418, 800	496, 800
	66		497, 400
	67		498, 000
	68		498, 500
	69		499, 000
	70		499, 500
	71		500, 000
	72		500, 500
	73		500, 900
	74		501, 400
	75		501, 800
	76		502, 200

	77		502,700
	78		503,300
	79		503,800
	80		504,200
	81		504,700
	82		505,300
	83		505,900
	84		506,400
	85		506,900
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額
		円	円
		312,900	356,500

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

別表第3中「主査又は主幹」を「主幹又は主査」に改める。

第2条 柳井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」を「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」に改める。

第19条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(柳井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 柳井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年柳井市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000

第8条第2項中「第2条、第3条、」を削り、「100分の125」を「100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の95を、12月に支給する場合には100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の87.5を、12月に支給する場合には100分の90」に改める。

第4条 柳井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の95を、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の87.5を、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(柳井市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する

条例の一部改正)

第5条 柳井市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年柳井市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号中「100分の125」を「6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」に改める。

第11条の2第1項第3号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5」に改める。

第6条 柳井市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号中「6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第11条の2第1項第3号中「、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

（柳井市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 柳井市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年柳井市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項後段を削る。

第20条の2第1項後段を削る。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

職務の級	1級
号給	給料月額
	円
1	195,800
2	196,900
3	198,100
4	199,200
5	200,300
6	202,000
7	203,600
8	205,200
9	206,700
10	208,400
11	210,000
12	211,600
13	213,100
14	214,800
15	216,500
16	218,200
17	219,400
18	221,000
19	222,600
20	224,100
21	225,600
22	227,200
23	228,800
24	230,400

25	232, 000
26	233, 700
27	235, 000
28	236, 300
29	237, 600
30	238, 700
31	239, 800
32	240, 900
33	242, 000
34	242, 900
35	243, 800
36	244, 800
37	245, 800
38	246, 700
39	247, 600
40	248, 400
41	249, 200
42	249, 900
43	250, 500
44	251, 100
45	251, 800
46	252, 400
47	253, 000
48	253, 600
49	254, 100
50	254, 700
51	255, 300

52	255, 800
53	256, 200
54	256, 600
55	256, 900
56	257, 200
57	257, 500
58	257, 800
59	258, 100
60	258, 400
61	258, 700
62	259, 000
63	259, 300
64	259, 600
65	259, 900
66	260, 200
67	260, 500
68	260, 800
69	261, 100
70	261, 400
71	261, 700
72	262, 000
73	262, 300
74	262, 600
75	262, 900
76	263, 200
77	263, 500
78	263, 800

79	264, 100
80	264, 400
81	264, 700
82	265, 000
83	265, 300
84	265, 600
85	265, 900
86	266, 200
87	266, 500
88	266, 800
89	267, 100
90	267, 400
91	267, 700
92	268, 000
93	268, 300

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の柳井市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「第1条改正後給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の柳井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（同項において「第3条改正後任期付職員条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の柳井市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（同項において「第5条改正後パートタイム会計年度任用職員条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の柳井市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（同項において「第7条改正後フルタイム会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

### （給与又は報酬の内扱）

- 3 第1条改正後給与条例、第3条改正後任期付職員条例、第5条改正後パートタイム会計年度任用職員条例及び第7条改正後フルタイム会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の柳井市一般職の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の柳井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第5条の規定による改正前の柳井市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例及び第7条の規定による改正前の柳井市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は報酬は、それぞれ第1条改正後給与条例、第3条改正後任期付職員条例、第5条改正後パートタイム会計年度任用職員条例及び第7条改正後フルタイム会計年度任用職員条例の規定による給与又は報酬の内扱とみなす。